

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十六号

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(広島県温泉法施行細則の一部改正)

第一条 広島県温泉法施行細則(昭和二十五年広島県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二十二号の注①②中「その住民票又は外国人登録証明書の写し」を「その住民票の写し」に改める。

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第二条 クリーニング業法施行細則(昭和二十五年広島県規則第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第九号中

「
〔外国人にあつては、外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定による〕
〔外国人登録原票の記載事項に関する市区町村長の証明書

を

〔外国人にあつては、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。〕

に改める。

(理容師法施行細則の一部改正)

第三条 理容師法施行細則(昭和三十三年広島県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第五号(表)中

「4 外国人が開設者となる場合は、外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定による外国人登録原票の記載事項に関する市区町村長の証明書」を

「4 外国人が開設者となる場合は、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)」に改める。

(美容師法施行細則の一部改正)

第四条 美容師法施行細則(昭和三十三年広島県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第五号(表)中

「4 外国人が開設者となる場合は、外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定による外国人登録原票の記載事項に関する市区町村長の証明書」を

「4 外国人が開設者となる場合は、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）」

（イ）イ島県民営住宅管理規則（一部改正）

第五条 イ島県民営住宅管理規則（平成十年イ島県規則第九号）の一部を次のように改正する。

イ記簿名簿イ中

「県営住宅に入居後1月以内に、住所移転後の世帯全員の記載のある住民票の写し（外国籍の方は外国人登録済証明書）を提出していただきます。」

「県営住宅に入居後1月以内に、住所移転後の世帯全員の記載のある住民票の写しを提出していただきます。」

ぬ。

イ記簿名簿イ中

「県営住宅に入居後1月以内に、住所移転後の世帯全員の記載のある住民票の写し（外国籍の方は外国人登録済証明書）を提出していただきます。」

「県営住宅に入居後1月以内に、住所移転後の世帯全員の記載のある住民票の写しを提出していただきます。」

ぬ。

イ記簿名簿イ中

「入居後1月以内に、住所移転後の世帯全員の記載のある住民票の写し（外国籍の方は外国人登録済証明書）を提出すること。」

「入居後1月以内に、住所移転後の世帯全員の記載のある住民票の写しを提出すること。」

ぬ。

附 則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。